

浄化槽には微生物が十分に活躍できるように保守点検・清掃が必要です！



浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理する装置です。微生物を活発に活用できるように環境を保つために、保守点検・清掃が必要です。保守点検の作業では、機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給などを行います。保守点検業者は滋賀県に登録された業者です。

（問い合わせは滋賀県南部地域振興局環境森林整備課）
 清掃の作業では、浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取り、機器の洗浄などを行います。こ

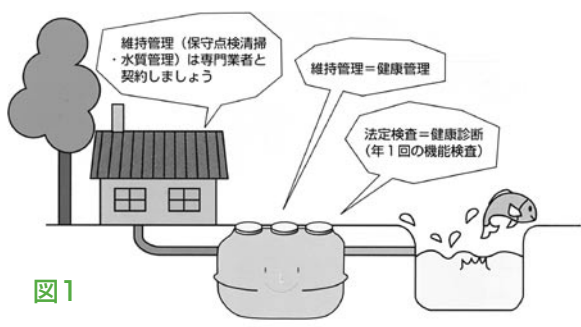


図1

の清掃作業は市の許可を受けた浄化槽清掃業者が行うことになっています。

（問い合わせは市役所環境課）
 また、これら保守点検・清掃に必要な費用は浄化槽管理者（浄化槽を設置してご使用いただいている方）の負担となります。

浄化槽の法定検査を受けましょう

浄化槽の状態が正常でない、公用水域の汚染などを引き起こす場合があります。

このため、毎年1回「水質に関する検査」を受けなければなりません。この検査は浄化槽法に定められていることから法定検査と呼び、保守点検や清掃が適正に実施され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを確認するもので大変重要な検査です。

法定検査は浄化槽管理者からの依頼により、滋賀県では「社団法人 滋賀県生活環境事業協会」が実施します。

この法定検査の費用も浄化槽管理者の負担となります。

【図2参照】



図2

法定検査について詳しくは左記までお問い合わせください。

■滋賀県生活環境事業協会
 ☎077・554・9271

浄化槽の廃止届が必要

下水道に接続したりすることによって浄化槽を廃止したときには、その日から30日以内に届出をしなければなりません。届出は下水道管理課まで。

問い合わせ

下水道管理課
 ☎ 86-8398
 FAX 86-8032

農業集落排水施設使用料の請求明細について

農業集落排水施設使用料は、平成17年4月から、2ヵ月分をまとめて奇数月に市から使用者の皆さんに請求しています。

◎算定方法は次のとおりです。

基本料金 人数割 1人当たり
 2,000円 + 300円 = 1ヶ月分の請求額

◎例えば、4人家族の場合

基本料金 2,000円 × 2ヶ月 = 4,000円
 人数割料金 4人 × 300円 × 2ヶ月 = 2,400円
 基本料金 人数割料金 請求額
 4,000円 + 2,400円 = 6,400円

納付書や振替のはがきに記載された「人数割」はご家庭の住所に住民記録がある家族の2ヶ月分の延べ人数をお知らせしています。

口座振替をご利用ください

農業集落排水施設使用料や公共下水道使用料のお支払いは口座振替が便利です。

振替を希望される場合は、市内各金融機関の窓口で手続きができます。

現在、水道料金を口座振替されている方もあらためて申込が必要です。また、申込されてから実際に使用料が口座振替できるまでには、しばらく日数がかかります。納付書が届いている間は振替手続きが済んでいけませんので納付書でのお支払いをお願いします。

問い合わせ

下水道管理課管理係 ☎ 86-8397 FAX 86-8032